

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東近江市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県東近江市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す。)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条) 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。 市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の課税台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 東近江市は、本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条等) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等) ⑤天災による固定資産の減免又は、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条等) ⑥東近江市税条例第2章第2節に規定された業務及び機関に対してのみ、固定資産税賦課情報の提供を行う。
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資産情報ファイル (2)課税台帳情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 提供なし。 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二の27の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	税務部 資産税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東近江市総務部総務課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東近江市税務部資産税課、納税課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して、入力・保管について手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	CS端末使用可能な職員は、IDと生体認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。こういった対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	中西 一夫	増倉 健雄	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成30年4月1日	所属長の役職名	増倉 健雄	課長	事後	
平成30年4月1日	しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	
令和1年6月3日	Ⅱ－1対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月3日	Ⅱ－2対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策	－	項目追加	事後	国様式の変更による
令和2年1月29日	Ⅱ－1対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年1月29日	Ⅱ－2対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和4年3月22日	Ⅰ－3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5	事後	
令和4年3月22日	Ⅰ－4 実施の有無	未定	実施する	事後	誤記
令和4年3月22日	Ⅰ－4 法令上の根拠	－	1 情報提供の根拠 提供なし。	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ－1対象人数(いつの時点の計数か)	令和2年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ－2対象人数(いつの時点の計数か)	令和2年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	